

令和元年度

文部科学省委託研究「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」

私立大学における教職課程質保証評価の在り方に関する研究報告書

令和2年3月18日

一般社団法人 全国私立大学教職課程協会

教職課程質保証に関する特別委員会

目 次

はじめに	i
第 I 章 研究の主題と実施計画	1
第 1 節 研究の主題と成果目標	3
第 2 節 研究実施計画	5
第 3 節 研究の体制	7
第 II 章 私立大学における教職課程評価の現状と課題	9
第 1 節 自己点検・評価を行っている大学の質保証評価基準	11
第 2 節 教職課程質保証評価に関する訪問調査	23
インタビュー資料	38
第 III 章 「教職課程 自己点検・評価報告書」作成の手引き	47
1 教職課程 自己点検・評価の基本的な考え方、進め方	51
2 「教職課程 自己点検・評価報告書」の作成	55
3 「教職課程 自己点検・評価報告書」作成のイメージ	60
4 「教職課程 自己点検・評価報告書」の提出	61
全国私立大学教職課程協会「教職課程 自己点検・評価基準」	63
第 IV 章 私立大学における教職課程質保証評価の課題	71
第 1 節 教職課程質保証評価の現状	73
第 2 節 本委託研究の到達点	73
第 3 節 今後の課題	75
資料編	77
資料 1 2019 年度 特別委員会等会議一覧	79
資料 2 2019 年度 訪問調査先一覧	80
資料 3 2018・2019 年度 教職課程の質保証に関する特別委員会委員	81
資料 4 2018・2019 年度 研究委員	82
資料 5 一般社団法人 全国私立大学教職課程協会 加盟大学一覧	83

第 I 章

研究の主題と実施計画

第 I 章 研究の主題と実施計画

第 1 節 研究の主題と成果目標

1 研究の背景

本協会は、令和元年度 文部科学省「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」の委託を受け、前年度に引き続き「私立大学における教職課程質保証評価の在り方に関する研究」として「実施テーマ 8 教職課程の質の保証・向上を図る仕組みの構築」に取り組んだ。本研究の背景には、中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成 18 年 7 月）の示す次のような事実がある。

「大学における教員養成」と「開放制の教員養成」の原則により、質の高い教員が養成され、我が国の学校教育の普及・充実や社会の発展に大きな貢献をしてきたが、現在、大学の教職課程については、様々な課題が指摘されている。

教員免許制度についても、教員免許状が保証する資質能力と、現在の学校教育や社会が教員に求める資質能力との間に乖離が生じてきている（I-4）。

いま一度これらの原則の理念を明確にするとともに、現在を我が国の教員養成の大きな転換期と捉え、必要な改革を果敢に進めていくことが重要である（I-5）。

この課題は引き続き審議が行われ、平成 27 年 12 月の中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において、「教職課程の質の保証・向上」が提起されている。

- ・全学的に教職課程を統括する組織設置の努力義務化
- ・教職課程における自己点検・評価の実施を制度化
- ・教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策について検討

以上を踏まえ、様々な組織形態をもつ私立大学教職課程において取り組み可能な質保証評価の原則、方法とその運営組織について明らかにすべき時期にある。

昨年度受託した研究の成果をもとに、教職課程の質保証と向上に結果する公正な評価の在り方について、実施可能な具体策の提案を中心に検討を試みることにする。

2 研究の主題

教員育成制度の創設によって、教員養成を行う大学の役割は重要性を増している。私立大学教職課程の担ってきた教員養成は、教員育成指標の活用、教職課程コアカリキュラムの具体化等による、よりきめの細かい養成を行うべく、その水準の向上が求められる時代を迎

えている。

開放制のもとでの私立大学教職課程質保証評価は、関係法令を根拠とするとともに、建学の精神に基づく特色ある養成の事実が正しく反映されることが重要である。この観点から、最初に取り組みられる教職課程評価である教職課程自己点検・評価のための評価基準・指標を考案し、各大学における実施のプロセスに対するガイドラインを作成し、実施のための環境を整えることにより、必要な質保証評価の具体化を行い、教員養成水準の向上に結果することが、本研究の目的である。

建学の精神に基づく創意ある独自性、多様性を持った教職課程の構築は、すでに中教審答申によって求められており、それぞれの大学において、この観点からの自己点検・評価が進められることは、教職課程の質の向上に望ましい結果を生むこととなる。同時に開放制に基づく教職課程の場合、養成水準を確保し教員養成制度の求める課題、地域の教育委員会の求める課題等への対応がしっかりとされているのかどうか、相互評価、第三者評価の実施による養成の共通性、必要性の確保の視点が不可欠である。自己点検・評価と総合的かつ相補的にこれらの評価を行うことは、本協会の可能とするところであり、教職課程質保証評価の全体は、こうした取り組みによって実現が可能である。

以上の判断をもとに、昨年度から本年度途中まで、「認証評価基準」等の名称による評価基準の作成に取り組んだが、本年度は最終的に「教職課程 自己点検・評価基準」として取りまとめた。この点について、その理由と合わせてご理解をお願いしたい。

3 成果目標

本調査研究の想定した当初の成果目標は、次の6点であった。

1. 私立大学教職課程質保証評価の意義の明確化（基本理念）
2. 評価方法・評価指標の策定
3. 評価担当者への研修プログラムの開発
4. 評価組織の具体化
5. 試行調査の実施と分析
6. 関係機関との連携協力

鋭意研究を進めた結果、「3. 評価担当者への研修プログラムの開発」を課題としたほかは達成を見たので、以下本報告書において結果を取りまとめた。

第2節 研究実施計画

1 方法

具体的に研究を進めるために、次の方法を採用することとした。

(1) 私立大学教職課程質保証評価の意義の明確化（基本理念）

私立大学の運営方法、教職課程の設置形態に適した質保証評価の在り方及び公正かつ正確さを担保できる評価方法、実施組織の編制に関する原則を明らかにし、私立大学による評価組織を立ち上げる意義の明確化を図りたい。

(2) 評価方法・指標の策定

昨年度の成果を引き継ぎ、先行する評価組織の持つ評価指標、その他参考とすべき事例を検討し、本研究における評価方法・指標の考案と評価組織の編制方針の策定とを行うこととする。これにより、評価指標をもととする自己点検・評価票に対する意見聴取を含む試行評価を行うこととする。

(3) 評価担当者への研修プログラムの開発

正式に質保証評価を行う場合の方法として、本協会8地区において教職課程評価を行う委員を委嘱することを想定しており、委員への質保証評価のための研修を実施することを予定している。このための研修プログラムの開発を行うため、特定の地区協議会に対して事前ヒアリング等を行う。

(4) 評価組織の具体化

本協会の地区別に、評価委員を始めとした必要な人員の規模、また大学その他に在籍する専門性を有する関係人員確保の見通しを明らかにする。

(5) 試行調査の実施と分析

これらをもとにして、試行調査を年度後半に全国8大学、1地区協議会において実施する。北海道、関東、京都、九州の各地区加盟大学を候補とする。

北海道地区・・・中規模総合大学、地区協議会	計3大学	1地区協議会
関東地区・・・中規模総合大学	計2大学	
京都地区・・・大規模総合大学	計1大学	
九州地区・・・大規模総合大学、単科大学	計2大学	

(6) 教職員支援機構ほか関係機関との連携協力

独立行政法人教職員支援機構及び公益財団法人教員養成評価機構とは、教職課程質

保証評価に関する総合的な研究協力を行い、本研究が教職課程評価の研究全般にとって有効となるよう、相互の研究交流を推進する。また本協会は8地区協議会（北海道、東北、関東、東海・北陸、京都、阪神、中国・四国、九州）424校の私立大学教職課程連携協議会からなる。他にない組織特性を活かして、本年度の研究課題に対しても相互の協力関係を持って取り組んできている。

2 調査研究の実施経緯

月	実施内容
8月	研究開始のための第1回全体準備会議 <ul style="list-style-type: none"> ・研究の全体計画案の確認 ・評価方法、評価指標に関する試行調査実施に向けた具体化 ・地区別評価組織の編制
9月	第1回研究全体会議 <ul style="list-style-type: none"> ・正式に研究を開始。評価方法・評価指標（案）の検討を行う。評価組織の在り方と評価方法・評価指標案を総合したマニュアル「私立大学における教職課程質保証評価の手引き」を作成を検討し、試行調査実施計画の作成を行う。
10月	・教職課程認証評価基準の改定版の検討
11月	本協会2019年度研究交流集会（京都）において本事業の中間報告 訪問調査の開始、これまでに委託研究・研究委員会を4回開催 第5回研究全体会議
12月	・「私立大学における教職課程質保証評価の手引き」をもとにした訪問調査の
1月	実施結果の中間とりまとめ、分析 訪問調査全地区終了 第6・7回研究全体会議 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問調査結果に基づく私立大学における質保証評価（本評価）の実現性に関する検討 ・これまでの研究成果をもととした教職員支援機構、教員養成評価機構など関係機関との協議を行い、今後の私立大学における教職課程質保証の在り方及びこれを統括する評価組織の在り方に関する取りまとめを行う。
2月	
3月	・本研究全体の取りまとめを行い、報告書原稿の検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・研究取りまとめを継続し、報告書原稿の作成を継続する。 ・報告書刊行

第3節 研究の体制

委託研究委員による直接の研究実施に加えて、本協会に設置している研究委員会が研究協力を行った（82頁 資料4参照）。

代表者 小原芳明（玉川大学長）

実施責任者 森山賢一（玉川大学）

委員 牛渡 淳（仙台白百合女子大学）
滝沢和彦（大正大学）
田子 健（東京薬科大学）
田中保和（大阪人間科学大学長）
町田健一（前・北陸学院大学長）
八尾坂修（開智国際大学）
横田雅史（帝京平成大学）

研究協力者 佐藤手織（八戸工科大学）
古谷次郎（北星学園大学）
三尾真琴（帝京科学大学）
研究委員会委員

幹事 高橋正彦（玉川大学）
須甲理生（日本女子体育大学）

【五十音順】

第Ⅱ章

私立大学における教職課程評価の現状と課題 —資料調査と訪問調査の実施と結果—

第Ⅱ章 私立大学における教職課程評価の現状と課題

－資料調査と訪問調査の実施と結果－

はじめに

教職課程自己点検・評価を行う基準の策定が、本研究のテーマである。

昨年度は、教職課程認証評価基準（第一次案）を作成しているが、すでに大学評価の一環として教職課程評価に取り組んでいる大学もあることから、これらの大学を中心に、資料調査として、用いられている評価票の収集と分析、訪問調査をして、各大学における教職課程評価の現状と昨年度の評価項目の改善点等に関するヒアリングを行った。この2件の調査を通じて、本協会として、教職課程質保証評価基準のうち、まず自己点検・評価に関する基準の取りまとめを行うこととする。

昨年度の委託研究における「私立大学における教職課程質保証に関する基礎的研究」の調査において、「独自に基準を作成している」と回答のあった33大学を対象に、令和元年10月に自己点検・評価票を始めとする関係資料の提供を依頼し、20大学より提供可能な回答（60,6%）を得た。さらに提供された資料を精査した結果、6大学の自己点検・評価に関する評価項目を分析する。次に、この6大学を中心に選定した8大学を選定し、訪問調査を行った。

第1節 自己点検・評価を行っている大学の質保証評価基準

－自己点検・評価票の分析－

1 大学評価と教職課程質保証評価基準

本研究の意図する自己点検・評価を行っている大学は6大学であり、それぞれの自己点検・評価基準および項目を示す。なお、大学名は明記せずアルファベット表記（A～F大学）とすることとした。基準作成と実施の体制、開始時期については、以下のとおりである。

（1）基準作成・実施の組織、全学と教職課程の関係

【全学側で作成等】

- ・教学改革課
- ・自己点検・評価推進会議（学長を議長とする）
- ・FD委員会、自己点検・評価全学委員会

【教職課程側で作成等】

- ・教職課程教育センター自己点検・評価実施委員会
- ・教職センター長及び教職センター自己点検・評価委員会

【全体と教職課程との連携、実施の体制】

・委員長は学長、事務は「評価情報事務室」が担当。教職課程部分に関わる作成部署は、「研究室会議（教職課程教員による委員会）」。その上位機関である「資格課程委員会（委員長は教務部長）」で承認後、「自己点検・評価全学委員会」に提出する。

・学部学科用のセルフマネジメントシートをもとに、学長室で教職課程用に原案を作成、教職支援センターで修正、追加等を行った。大学へは教職支援センター長名で提出、学長室会議で報告をする。

(2) 開始時期

実施大学の多くは、最近の5年ほどの間に開始している。全学的な規模での評価実施に合わせて、関連する基準を用いて教職課程の自己点検・評価を行っている。開始時期の早い大学では、平成18年度より教職課程を含めた資格課程委員会における「自己点検・評価報告書」を作成し、平成20年度から毎年度全学部学科で実施している。

【参考 平成30年度「私立大学における教職課程質保証に関する基礎的研究報告書」より】

1. 教職課程の質保証について自己点検・評価の取り組み状況

Q1 貴大学では、教職課程の質保証について自己点検・評価等に取り組んでおられることと思いますが、その現状を次のなかからひとつ選んでください。

- ア. 大学としてチェックリスト等基準を策定して自己点検・評価を行っている。
- イ. 大学としてチェックリスト等基準は策定していないが、年次目標等に基づき、委員会等の組織で適宜自己点検・評価を行っている。
- ウ. 特に行っていない。
- * その他

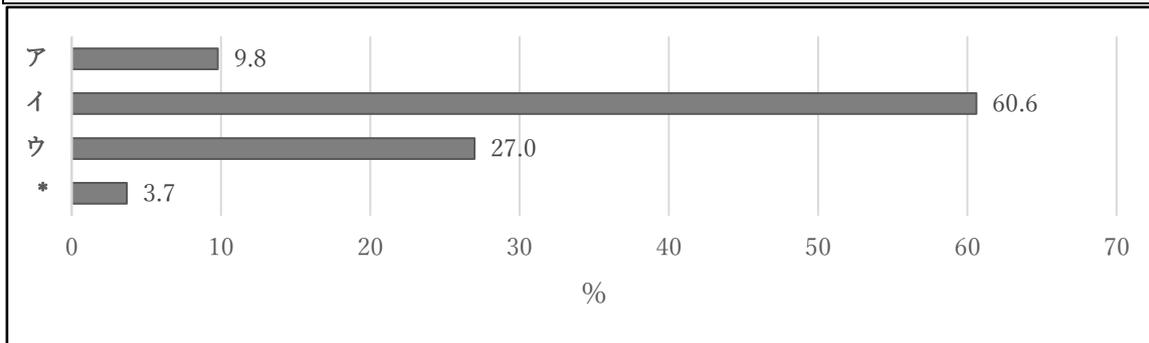


図1 Q1：教職課程質保証について自己点検・評価

<結果 抄>

- ◎ 7割強の大学は、組織的に教職課程の質保証について自己点検・評価等を行っていた。
教職課程質保証に向けての取り組みの意識は、一定程度醸成されてきていると考えられるが、フォーマルな形で実践されている大学は少ない。
- ◎ 自由記述では、大学全体の自己点検・評価の一環として実施しているとする回答が5校あり、開放制の大学の特徴とみることができよう。

(3) 質保証評価基準

① A大学

A大学の教職課程の内部質保証基準・項目は、以下のとおりである。

1-①教職課程のカリキュラムの運営

1-②教職課程の授業内容

1-③教職課程履修者への支援

(以下、日本語教育課程該当部分省略)

留意点

- 教職課程のカリキュラムがDP及びCPに沿って適切に運営されているか。
- 教職課程の各授業がシラバスに則って適切に運営されているか。
- 教職課程履修者への支援が適切になされているか。

【分析】

大学の認証評価に応じた形で自己点検・評価の仕組みを持っており、毎年実施されている。自己点検・評価項目は、日本高等教育評価機構の評価項目をベースに、独自基準として「教職課程」の項目が設定されている。

A大学HPでは、「毎年の自己点検・評価が重要と考えて、確実に自己点検・評価を実施し、自律的な質の向上及び改善を図っている。文部科学省が認証する評価機関の他に、地域社会、産業界、高等学校、卒業生等との連携を図り、これらの協力による外部評価の仕組みを構築している」としている。

② B大学

B大学の教職課程の内部質保証基準・項目は、以下のとおりである。

基準2 学生

領域：学生の受け入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応

視点①：教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

視点②：TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

- 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
- 障がいのある学生への配慮を行っているか。
- オフィス・アワー制度を全学的に実施しているか。
- 教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。
- 中途退学者、休学者及び留年者への対応策を行っているか。

基準 3-1 教育課程

領域：卒業認定、教育課程、学修成果、単位認定、修了認定

視点①：教育目的を踏まえたDPの策定と周知

視点②：DPを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

視点③：単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

教育目的を踏まえ、DPを定め、周知しているか。

DPを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に適用しているか。

基準 3-2 教育課程及び教授方法

視点①：CPの策定と周知

視点②：CPとDPとの一貫性

視点③：CPに沿った教育課程の体系的編成

視点④：教養教育の実施

視点⑤：教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教育目的を踏まえ、CPを定め、周知しているか。

CPとDPとの一貫性が確保されているか。

CPに即した体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

シラバスを適切に整備しているか。

アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

教養教育を適切に実施しているか。

履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

基準 3-3 学修成果の点検・評価

視点①：三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

視点②：教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、学修成果を点検・評価しているか。

学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

【分析】

学部・学科・各センターを対象とする評価の基準のうち、教職課程と実質的な関係がある基準（「基準2 学生」「基準3-1 教育課程」「基準3-2 教育課程及び授業方法」「基準3-3 学修成果の点検・評価」）について評価が行われている。基準の作成については、日本高

第三章

「教職課程 自己点検・評価報告書」作成の手引き

「教職課程 自己点検・評価報告書」作成の手引き

令和2年3月

一般社団法人 全国私立大学教職課程協会

教職課程質保証に関する特別委員会

はじめに 一対話を通して高め合う質保証一

一般社団法人全国私立大学教職課程協会は、平成 18 年度に文部科学省の「教員の養成・採用・研修の一体的改革推進事業」による委託研究を受け、『私立大学における教職課程質保証に関する基礎的研究報告書』平成 31 年 3 月 20 日) を発行しました。そこでは、「私立大学における教職課程質保証の在り方に関する調査」を当協会加盟大学 420 大学に対して実施し、348 校から回答をいただき、今後の私立大学における教職課程質保証評価のための運営体制等の在り方について、貴重な成果を得ました。

令和元年度も引き続き、文部科学省の委託研究のもと「私立大学における教職課程の質保証に関する研究」をすすめ、その一環として昨年度の研究成果・課題を踏まえ、自己点検・評価基準を独自に策定して、自己点検・評価を行っているとは回答した 12 大学の自己点検・評価基準の分析、また、自己点検・評価を行っているとは回答した 8 大学を対象に訪問調査(令和元年 12 月下旬～令和 2 年 2 月中旬)を行いました。そこで得られた自己点検・評価基準領域、基準項目に関する知見を踏まえながら、『教職課程 自己点検・評価報告書』作成の手引き」を作成しました。

手引きではまず、「教職課程 自己点検・評価の基本的な考え方、進め方」について、各学部、学科の教職課程の運営を統括する全学的な組織(教職課程支援センターなど)を設置する大学において、自己点検・評価を実施する場合の七つのプロセス(次頁より)を検討しました。

次に、『教職課程 自己点検・評価報告書』作成」として、次の観点を示しています。

- (1) 自己点検・評価の内容
- (2) 自己点検・評価報告書の構成及び様式
- (3) 教職課程の現況及び特色
- (4) 基準領域ごとの自己点検・評価の記述方法
- (5) 基準領域・基準項目・取り組みの観点例
- (6) 自己点検・評価に関する資料、データ等のリスト
- (7) 「教職課程 自己点検・評価報告書」作成のプロセスの記述
- (8) 「現況基礎データ票」の作成

このなかで、特に自己点検・評価の分析内容は、三つの「基準領域」の基準項目ごとに「現状説明」、「長所・特色」、「取り組み上の課題」から構成され、自己点検・評価を行う上での分析観点を明瞭にしているのが特徴です。さらに、「自己点検・評価基準」として三つの基準領域ごとに「趣旨」、「基準項目」、「取り組み観点例」を示しています。

最後に、この「自己点検・評価基準」を基に、各大学(学部)が作成した自己点検・評価報告書は、自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるためにも、全国私立大学教職課程協会評価委員会(仮称)のピアレビューや助言等を取り入れる工夫も望まれます。各教職課程の持ち味と課題の情報共有、協力体制が得られ、対話を通して高め合う質保証・質向上が期待されます。

1 教職課程 自己点検・評価の基本的な考え方、進め方

(1) 自己点検・評価の目的

自己点検・評価は、本来、大学が、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目的に照らして自らの教育活動等の状況について自己点検し、現状を的確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自己評価を行うことです。

この自己点検・評価は法令上、次のように定められています。

- 学校教育法第 109 条第 1 項「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」
- 学校教育法施行規則第 166 条「大学は、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする」

このように大学は、教育・研究水準の維持・向上を図るために、積極的に教育・研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、結果を公表するとともに、その改善と充実に向けて不断の努力を行うという質保証を確保することが肝要です。

しかもこの自己点検・評価は、あくまでも各大学が自主的に継続して行うものであり、大学機関別認証評価における各大学の自己評価とは異なります。ただし、自己点検・評価と認証評価における自己評価を兼ねて行うことや、各大学の自己点検・評価に基づいて認証評価の自己評価をまとめたり、逆に認証評価の自己評価の結果やその方法等を自己点検・評価に活用したりすることは可能であると考えられます。

教職課程に焦点をあてた自己点検・評価も上記の目的と同一と捉えられます。

最近の中央教育審議会初等教育分科会教員養成部会 教職課程の基準に関するワーキンググループ『複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）』（令和 2 年 2 月 18 日）では次のように、教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とすることが適当との考えと、文部科学省による自己点検・評価の観点などを整理したガイドラインの作成とが提言されています。

自己点検・評価は、大学が自主的に教育の内容・方法を改善していくための前提となる取組であり、実際に多くの大学では、学部等の自己点検・評価の中で教職課程についても評価を行うことや、全学的な教職課程のカリキュラム委員会等において教職課程を検証することなどが行われている。

このような点を踏まえ、教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とすることが適当である。ただし、評価に係る事務負担を過度に増大させることとならないよう、学校教育法第 109 条 1 項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で教職課程についても扱うこととするなど、柔軟な取組が可能となるように留意すべき

である。

また、自己点検・評価の実施に当たって参考となるよう、文部科学省において自己点検・評価の視点などを整理したガイドラインを作成すべきである。

(2) 教職課程 自己点検・評価の進め方

教職課程を対象とした自己点検・評価について今日まで定型的な実施手順は存在しません¹⁾。各大学の規模・地理的条件（例えば、各学部分散型）、教職課程の種類・性格（例えば、開放制、養成系）に応じて大学固有の実施手順を確立し、これを誠意ある公正な姿勢で進めることが求められます。

ここでは、中規模・学部分散型で複数の教職課程を開設し、各学部の教職課程の運営を統括する全学的な組織として「教職課程支援センターなど」を設置している大学において自己点検・評価を実施する場合を例に、いくつかのプロセスを踏まえて進めることにします²⁾。

【第1プロセス：教職課程支援センターによる自己点検・評価の決定・合意】

全学的な組織の教職課程支援センターは学長の意を受け、学内の教職課程の自己点検・評価を行うことを組織決定するとともに、自己点検・評価の実施方針・実施手順の決定を行います。その方針・手順には自己点検・評価の目標、実施組織、実施期間、対象とする領域・項目に関する事項が含まれます。このような決定は、各学部の「(仮称) 教職課程委員会」の合意のもと、「教職課程委員会」の代表者、関係者に伝達し、周知を図ります。

【第2プロセス：教職課程支援センターによる法令由来事項の点検と各教職課程へのデータ等の扱いについての意見聴取】

教職課程支援センターは、直ちに法令由来事項の充足状況の確認を行います。その際、教職カリキュラムの編成や授業シラバスを含む教育活動について法令などに違反していないかの疑義が生じた問題点を折出し、適宜各学部の教職課程委員会に通知します。また各教職課程に点検を委ねることが適当と判断した事項については、各学部の教職課程委員会にその一覧を作成・提示し、情報・データの収集・分析・集約の方法について意見集約を行います。

【第3プロセス：各教職課程による自己点検・評価の進め方の検討・協議】

各学部の教職課程委員会は、教職課程支援センターからの照会を受けて、当該教職課程自身による自己点検・評価の進め方について検討します。その際、教職課程支援センターは、各学部の教職課程委員会と協議をして、情報・データの扱いについて調整を図ります。調整の際、教職課程の種類・性格等に相違があることを考慮して、必ずしも全学横並

びの調整を図る必要はありません。

【第4プロセス：教職課程支援センターと各学部教職課程との実施手順の最終調整】

以上の協議を経た後、教職課程支援センターは、あらためて教職課程自己点検・評価の目的や基本方針の学内への周知を図った上で、各学部の教職課程委員会と協働して、実施期間、検証の対象とする項目、分析結果の集約方法、結果の公表方法、結果や成果を各学部の教職課程の改善・向上につながる方策の在り方、などについて協議し、最終確認を行います。

【第5プロセス：教職課程の自己点検・評価のための対象項目についての点検・評価活動の実施】

教職課程支援センターを軸に各学部の教職課程委員会は、実施期間や書面提出締切期限を見据えて、教職協働を基本に据えた役割分担のもと、対象項目の点検・評価活動を行います。その際、情報・データの収集・分析の役割は、必要に応じ事務局の専門スタッフがIR (Institutional Research) 機能を担う一環としてこれに従事します。さらに情報データ収集について、必要な場合、授業科目を担当する教員に協力を要請することもあります。

以上を踏まえ、具体的な自己点検・評価項目を分析します。ちなみに、現時点では教職課程の外部評価実施機関は定まっておられません。この点、文部科学省の委託研究を受けて、教員養成評価機構が『教員養成教育認定 自己分析書作成の手引き』（令和元年9月）、大学基準協会が『教職課程の質の保証・向上を図る取組の推進調査研究報告書』（令和元年3月）、さらに今回、全国私立大学教職課程協会が『「教職課程 自己点検・評価報告書」作成の手引き』（令和2年3月）を発行し、その中で各々「教員養成教育認定基準」、「教職課程の質保証に関する参考ガイドライン」、「教職課程自己点検・評価基準」を提出しており、今後、自己点検・評価を行うにあたっての参考になります。

例えば、各大学の教職課程において重要課題の一つとして挙げている基準領域「学習支援・教職へのキャリア支援」の基準項目としては、「教職への学生の意欲・適性等を把握・検証」「教職キャリア支援体制の構築・運用」「教職への免許状取得者、教職への就職率を高める」などが考えられます。同様に基準領域「教員組織」の基準項目については「教職課程の展開に相応した教員の配置」「組織的なFD (Faculty Development)、SD (Staff Development)」などが考えられます³⁾。

ただし、分析内容としては各基準項目における当該大学教職課程の「個性・特色（強み・持ち味）」や「直面している課題」をリフレクションすることが重要となってきます。

【第6プロセス：教職課程を対象とする自己点検・評価報告書の確定・公表】

教職課程支援センターは、自らが手がけた作業を集約し、書面にまとめるとともに、各学部の教職課程委員会から上がってきた情報・データを分析・集約した上でこれを書面に取りまとめます。そして最終的に、これら書面を全体にわたって編集し、「〇〇大学教職課程自己点検・評価報告書」といった報告書を完成させます。その公表に先んじて、その内容について学長、大学経営の責任主体からその確定に向けた承認を得ます。

公表の方法は、各大学の自由な判断に委ねられますが、最低限、当該大学の教職課程に関係する全教職員と全学生がその内容を共有できる方法が求められます。しかも公表に当たっては、特に教職課程の情報公表を義務化した教育職員免許法施行規則第22条の6に定める規定「教員の養成に係る教員の質の向上に係る取組に関する事」の存在を十分理解するとともに、その趣旨に沿うものとしてこれを公表することが必要となります。

【第7プロセス：自己点検・評価報告書を基礎とした教職課程に関わる新たなアクション・プランの策定】

教職課程支援センターは、自己点検・評価報告書の完成・公表に基づき、当該大学の年次計画や中・長期計画等の授業計画の一部をなすものとして、教職課程の改善・向上に向けたアクション・プランを検討・策定します。アクション・プランは特に教職課程に係る教職員間で共通理解を図ることが求められます。

なお、上記の自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるために、全私教協評価委員会（仮称）からの評価や助言を取り入れるなどの工夫を講じることも有益です。その評価には、ポジティブな評価姿勢のもと教職課程のグッドプラクティスである有為な取組の可視化を推奨し、かつ大学間の持ち味と弱点の情報共有、協力体制による可能なメリットが得られるような対話を通して高め合う質保証も期待されます。

-
- 1) この点、教員養成評価機構は認定評価を定めていますが、学校教育法第109条第2項に定める認証評価の規定に基づくものではありません。また、教職課程の評価実施機関については、2019年度時点では法令上定まってはいません。ただし、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(2015年12月)は全学的に教職課程を統括する組織(教職課程支援センター)の設置について努力義務化すること、教職課程における自己点検・評価の実施を制度化することが適当であることを提言していたのも事実です。
 - 2) 自己点検・評価の実施プロセス、および後述の2節『『教職課程 自己点検・評価報告書』の作成』については、大学基準協会『教職課程の質の保証・向上を図る取組の推進調査研究報告書』2019年3月、pp.147-193も参考にしています。
 - 3) 八尾坂 修「大学の教職課程における内部質保証・外部質保証をめぐる課題」『教師教育研究』32号、東信堂、2019年、pp.109-124

2 「教職課程 自己点検・評価報告書」の作成

(1) 自己点検・評価の内容

自己点検・評価を行う各大学（学部）の教職課程は、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成していただきます。

自己点検・評価の内容は、三つの「基準領域」六つの「基準項目」ごとに、基準に係る「現状説明」、「長所・特色」、「取り組み上の課題」の3項目から構成されています。

① 「現状説明」

六つの「基準項目」は汎用的・大綱的な表現となっています。そのため、基準ごとに「取り組み観点例」を例示しています。

記述する場合は、各教職課程の組織形態や取り組む内容等に併せて調整してください。基準に係る「現状説明」の根拠となる資料・データ等のうち、基準に係る「現状説明」の文章記述と併せて示すことによって、状況説明が理解しやすいと判断されるものについては、必要な箇所を抽出して、資料・データ等に挿入してください。その場合、資料・データ名及び出典（かっこ書き）を付記してください。

② 「長所・特色」

また、三つの基準領域ごとの「長所・特色」について根拠を示しながら具体的に記述してください。ここでいう「長所・特色」とは、教職課程の理念・目的の実現に資する事項、教職課程において先駆的又は独自性のある事項であり、有意な成果がみられる（期待できる）ものです。特に取り上げるべき「長所・特色」を記述する部分ですので、基準領域ごとに特設、これに当たるものがない場合は、「なし」と記述してください。

③ 「取り組み上の課題」

「長所・特色」と同様に、自己点検・評価の結果、浮かび上がった課題を「基準に係る現状説明」を踏まえてそれぞれの基準領域ごとに記述してください。

ここでいう「課題」とは、教職課程としてふさわしい基準を確保するための課題、理念・目的を実現するための課題です。

記述に当たっては、改善を要すると判断した根拠を示しながら、具体的に記述してください。

また、当該事項の改善策がある場合は、具体的な計画（既に実施している場合はその進捗状況を含めて）記述してください。

「長所・特色」の場合と同様に、三つの基準領域すべてから「課題」を取り上げる必要はありません。また、基準領域全体として、特にこれに当たるものがない場合は、「なし」と記述してください。

他に後述しますが、「教職課程の現況及び特色」、「自己点検・評価報告書の作成プロセス」、「現況基礎データ票」を報告書に記入していただきます。

(2) 教職課程 自己点検・評価報告書の構成及び様式

自己点検・評価報告書は、次の様式で作成してください。なお、様式は全私教協のWebサイト（近日掲載）からダウンロードしてください。

① 自己点検・評価報告書は、A4縦長・横書きで作成してください。上・下・左・右それぞれ25mm程度の余白をとってください。

② 原則として、日本語は明朝体で全角、英字は明朝体で半角、数字1桁は明朝体で全角、2桁以上の数字は明朝体で半角を使用してください。

「I 教職課程の現況及び特色」の頁から中央下に通し番号（—〇—）を付けてください。

③ 表紙を除く各頁の右上ヘッダー部に教職課程の機関名称（例：「〇〇大学〇〇学部」）を付けてください（明朝体9ポイント）。なお、これは1頁当たりの行数・文字数には含めません。

④ 基準領域ごとの自己点検・評価の各頁の右上ヘッダー部には、教職課程の機関名称に加えて「基準領域〇〇」を付けてください（明朝体9ポイント）。なお、これは、1頁当たりの行数・文字数には含めません（例：「〇〇大学〇〇学部 基準領域〇」）。

⑤ 基準領域ごとに改頁してください。

(3) 教職課程の現況及び特色

学部の教職課程の現況及び特色は、評価報告書に原文のまま掲載します。以下に例示しますが、現況は、「学部名」、「所在地」、「学生数（教職課程を専攻する学生／学部全体の学生数）」、「教員数（教職課程に関わる教員数／学部全体の教員数）」についてです。

特色は、学部の教職課程の沿革や理念、教育目標、アドミッション・ポリシー（AP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、ディプロマ・ポリシー（DP）などを含めながら、教職課程の特色が分かるように記述してください。

I 教職課程の現況及び特色
1 現況
(1) 大学名：〇〇大学〇〇学部
(2) 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
(3) 学生数及び教員数
学生数：〇〇人／〇〇人
教員数：〇〇人／〇〇人
2 特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(4) 基準領域ごとの自己点検・評価の記述方法

基準領域ごとの自己点検・評価は、基準領域1から基準領域3の基準領域ごとに次の点を記述します。

- ① 各基準の「基準に係る『現状説明』」の記述
- ② 現状説明に使用した「根拠となる資料・データ等」のリスト
- ③ 基準領域ごとの「長所・特色」及び「取り組み上の課題」

・ 文字数は、一つの基準領域当たり 4,000 字 (40 字×100 行) ～6,400 字 (40 字×160 行) を目安とします。使用する書体は原則として明朝体で、文字は 10.5 ポイントとしてください。

・ 基準領域1、基準領域2、基準領域3ごとにそれぞれ改行してください。

(5) 基準領域・基準項目・取り組み観点例

教職課程の自己点検・評価の基準領域は、基準領域ごとに二つの基準が設けられています。例えば基準領域1「教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み」には、1-1と1-2の二つの基準があります。また、基準ごとに複数の取り組み観点例を示しています。これらの基準領域、基準項目、取り組み観点例の内容と相互の関係は、次のようになっています。

① 基準領域：教職課程が教育活動の柱とすべき内容であり、この三つの基準領域について内部質保証の仕組みを機能させることが求められます。基準領域内の基準ごとの自己点検・評価に基づいて内部質保証の妥当性を判断し、領域ごとに総合的な評価を行います。

② 基準項目：その内容を満たすことが求められます。

③ 取り組み観点例：各教職課程が、上述の基準項目を具体的にイメージするための参考例です。むしろ、各教職課程が「取り組み観点例」をも参考にして、自らの環境・条件に応じて自律的・主体的に独自の取り組みを具体的に提示することが考えられています。この場合の取り組みとは、一部の教職員による個別のものではなく、当該機関の教職課程の目標の実現に向けて組織として共有されているものを指します。

(6) 自己点検・評価に使用する資料・データ等のリスト

基準項目ごとに「基準に係る『現状説明』」の記述の根拠となる資料・データ等とその資料番号を箇条書き（リスト形式）してください。公開されたホームページのURLを記載することも可能です。URL以外の資料・データ等は、資料集として整理し、自己点検・評価報告書と合わせて提出してください。

資料・データ等の資料番号は基準項目ごとに枝番を付ける形式で示してください。例えば、基準項目1-1の記述の根拠となる資料・データの場合、「基準項目1-1-1、資料1-1-1-2、(後略)」となります。

以下に、基準領域ごとの自己点検・評価の掲示例を示します。

〇〇大学〇〇学部 基準領域 1

II 基準領域ごとの自己点検・評価

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目 1-1 教職課程教育に対する目的・目標の共有

〔現状説明〕

.....
..... (資料○)
.....
..... (資料○)

〔長所・特色〕

.....
.....

〔取り組み上の課題〕

.....
.....
.....

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 1-1-1 : 教職課程履修ハンドブック、出版社、 年、 pp. ○-○
- ・資料 1-1-1 : 教職課程支援センターハンドブック、出版社、 年、 p. ○
- ・データ : データ名、出典 年、 p. ○

- ・基準項目 1-2 : 以下、省略

(7) 「教職課程 自己点検・評価報告書」作成のプロセスの記述

各教職課程が現状、特色、課題を自己点検・評価し、改善につなげていくためには、自己点検・評価が教職員間に共有されていることが肝要です。

ここでは、自己点検・評価報告書の作成プロセスについて、教職員間における共有をどのように図ったかを含めて、40字×30行程度で1頁にまとめて記述してください。

(8) 「現況基礎データ票」の作成

「現況基礎データ票」には、卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数（正規・臨時）、教員組織を含みます。教職課程において、自己点検・評価を行う時期の直近の5月

1日現在のデータを記入してください。教職課程（学部）のデータを出していただいても学科やコースごとに出していただいても構いません。

なお、本文中に「現況基礎データ票」の内容について記述するときも、「現況基礎データ票参照」としてください。

3 「教職課程 自己点検・評価報告書」作成のイメージ

教職課程
自己点検・評価報告書

令和 年 月
〇〇大学〇〇学部

〇〇大学〇〇学部

目次

I 教職課程の現況及び特色…………… 1

II 基準領域ごとの自己点検・評価… 2

基準領域1 〇〇…………… 3

基準領域2 〇〇…………… 〇

基準領域3 〇〇…………… 〇

III 教職課程 自己点検・評価報告書作成のプロセス

〇〇大学〇〇学部

I 教職課程の現況及び特色

1 現況

(1) 大学名：〇〇大学〇〇学部

(2) 所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇

(3) 学生数及び教員数

(令和 年 5 月 1 日現在)

学生数： 〇〇人／〇〇人

教員数： 〇〇人／〇〇人

(内、教育委員会との交流人事〇人)

2 特色

……………

……………

-1-

〇〇大学〇〇学部 基準領域 1

II 基準領域ごとの自己点検・評価

基準領域 1 ……………

1 基準項目ごとの自己点検・評価

(1) 基準項目 1-1

① 現状説明

……………

<根拠となる資料・データ等>

……………

② 長所・特色

……………

③ 取り組み上の課題

……………

(基準項目 1-2 以下省略)

-2-

〇〇大学〇〇学部

Ⅲ 『教職課程 自己点検・評価報告書』作成
のプロセス

.....

.....

.....

現況基礎データ票 (令和)年5月1日現在

設置者					
大学・学部名称					
学科やコースの名称（必要な場合）					
1 卒業生数、教員免許取得者数、教員採用者数等					
① 昨年度卒業生数					
② ①のうち、就職者数 (企業、公務員等を含む)					
③ ①のうち、教員免許取得者の実数 (複数免許取得者も1と数える)					
④ ②のうち、教職に就いた者の数 (正規採用+臨時的任用の合計数)					
④のうち、正規採用者数					
④のうち、臨時的任用者数					
2 教員組織					
	教授	准教授	講師	助教	その他
教員数					

4 「教職課程 自己点検・評価報告書」の提出

(1) 提出方法

教職課程
自己点検・評価報告書

┆

(2箇所ホッチキス止め)

┆

令和 年 月
〇〇大学〇〇学部

「教職課程 自己点検・評価報告書」は、冊子体を1部、電子媒体を1部提出してください。冊子（紙媒体）は、表紙の裏面を目次とし、頁なし。

以下、「Ⅰ教職課程の現況及び特色」から通し頁を付して両面印刷としてください。表紙を含め、通常のコピー用紙を使用してください。

現況基礎データ票は、冊子（紙媒体）の最後に頁を付さずに添付してください。

電子媒体は、CD-RかUSBメモリーのいずれかとしてください。

ファイル形式は、PDF等に変換せず、MS-Word形式等でご提出ください。外字、特殊な漢字等の使用は注意してください。

自己点検・評価報告書に資料・データ等の目次一覧表を付してください。

自己点検・評価報告書には、右のような書式により添書（鑑）を付してください。

(2) 提出期限及び提出先

- ① 提出期限：特になし
- ② 提出先
〒192-0392
東京都八王子市堀之内 1432-1
東京薬科大学内
一般社団法人
全国私立大学教職課程協会事務局
- ③ 提出方法 郵送又は宅配便
(電子媒体は破損しないよう配慮願います)
「教職課程 自己点検・評価報告書在中」と表示してください。

文書番号
令和 年 月 日
一般社団法人 全国私立大学教職課程協会会長 殿
〇〇〇大学 学長 〇〇〇〇 公印
教職課程 自己点検・評価報告書について (提出) 本学〇〇学部の自己点検・評価報告書を下記のとおり提出いたします。
記
1 自己点検・評価報告書 1冊
2 電子媒体 (USB等) 1個
以上

(3) 全私教協Webサイトへの掲載

提出された「自己点検・評価報告書」、「現況基礎データ票」(自己点検・評価に使用された資料・データ等の一覧表を含む)は、全私教協で、自己点検・評価報告書受理後1ヶ月以内を目途に全私教協Webサイトに掲載いたします(実施については、さらに検討の予定)。

全国私立大学教職課程協会「教職課程 自己点検・評価基準」

－基本的な視点－

(1) 全国私立大学教職課程協会の自己点検・評価基準は、開放制・多様性等様々な組織形態を有する私立大学における教職課程に対して、実施可能で、なお公正かつ質の保証、向上に資する評価の在り方を明らかにすることを目的として作成されています。

自己点検・評価基準自体は大綱的かつ汎用的であり、各大学の主体的・自律的な取り組みにかなうことを旨としています。

(2) 自己点検・評価基準は、下記の三つの基準領域に即して六つの基準項目を設定しました。また、参考として基準項目ごとに取り組み観点例を示しています。

〔基準領域	1〕	教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み
基準項目	1-1	教職課程教育に対する目的・目標の共有
基準項目	1-2	教職課程に関する組織的工夫
〔基準領域	2〕	学生の確保・指導・キャリア支援
基準項目	2-1	教職を担うべき適切な人材（学生）の確保
基準項目	2-2	教職へのキャリア支援
〔基準領域	3〕	適切な教職課程カリキュラム
基準項目	3-1	教職課程カリキュラムの編成・実施
基準項目	3-2	実践的指導力養成と地域との連携

(3) 六つの基準項目は、相互に密接に関連しています。各大学（学部）の教職課程は、自らの取り組みと各基準項目を個別に対応させ判断するだけでなく、複数の基準項目と照らし合わせながら、自らの教職課程の現状を総合的に説明することが求められています。

その際、自らの教職課程の長所や特色、取り組み上の課題も明確にすることが望まれます。また、その長所や特色を活かし、課題を解決するために更なる改善を図り、どのように質向上を図るかも期待されます。

(4) この自己点検・評価は、既存の評価システムでは十分に捉えられない、各大学の具体的な教職課程を評価の対象とすることで、教職課程全体の質的改善・向上に資するような事項を可視化します。

(5) この自己点検・評価基準に基づいて評価を行う教職課程とは、教育職員免許法に基づく認定課程を有する大学における「学部」相当の組織を指します。学士課程教育が教員養成

の事実上の標準であること、また、教員養成に関わる様々な意思決定、すなわち、教員配置、入学・卒業の判定、履修指導、カリキュラムの編成とマネジメント等が「学部」相当の組織によって担われていることに基づきます。

(6) この自己点検・評価基準は、本研究において自己点検・評価基準を独自に策定して自己点検・評価を行っているとは回答した 20 大学の自己点検・評価基準の分析結果、また、自己点検・評価を行っている 8 大学へのインタビュー調査で得られた知見を反映しています。

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

〔趣旨〕

本協会を構成する大部分の大学は、開放制の原則のもと教員養成を行っております。各大学が学生や地域、ひいては国全体の実態を踏まえもっともよい教員を養成するべく建学の精神に基づいてその養成に取り組むことが本質です。

教職課程の目的・目標は教育活動を進めていく上での基本となるものであり、かつ、教育活動の有効性を検証するための評価項目としての性格を有しています。この教育目的・目標をより具体化したものが育成を目指す教員像であるという理解に立てば、教職課程教育を通して育まれるべき資質能力を示した学修成果（ラーニング・アウトカム）が具体的に提示されていることが必要です。そして、それらが教職課程で学ぶ学生間、教職員間で周知され、共有されていることが求められています（基準項目 1-1、取り組み観点例）。

教職課程を担う教職員の資質能力を高める上での方策としては、FDやSDの確立やその機能的有効性を問うことと共に条件整備としての施設・設備の整備も望まれます。しかも、教職課程のマネジメントを掌る全学的組織と学部（学科）の教職課程において連携のための有効的な方策を立てることが必要です。また、教育職員免許法規則第 22 条の 6、第 1 項に定められておりますが、教職課程の質向上に向けての取り組みを含む教員養成の状況について情報公開することが求められています（基準項目 1-2、取り組み観点例）。

基準項目 1-1 教職課程教育に対する目的・目標の共有

〈取り組み観点例〉

- ① 目的・目標、育成を目指す教員像について教職課程に関わる教職員が共通理解をしている。
- ② 教職課程教育を通して育まれるべき学修成果（ラーニング・アウトカム）が具体的に示されている。
- ③ 教職課程教育の目的・目標を学生に周知している。

基準項目 1-2 教職課程に関する組織的工夫

〈取り組み観点例〉

- ① 研究者教員と学校現場での優れた実践的経験を有する教員との協働体制を構築している。
- ② 教職課程の運営に関して全学組織（教職課程支援センターなど）と学部（学科）の教職課程で意思疎通を図っている。
- ③ 教職課程の在り方を恒常的に自己点検・評価するために組織的に機能している。
- ④ 教職課程の質的向上のためにFDやSDの取り組みを展開している。

- ⑤ 教職課程に関わる情報公開を行っている。
- ⑥ 教職課程教育を行う上での施設・設備が適切に整備されている。

基準領域2 学生の確保・指導・キャリア支援

〔趣旨〕

教職課程は、“学び”の主体である児童生徒と向き合い、彼らとの精神的なつながりを通じてその成長を促すという重責を担う教員を養成する役割を担っています。

教職課程が履修希望者の登録を行うに当たっては、教職への基本的理解と意欲をもっていることに加え、当該教職課程の望む教員像を認識し、これに理解を示していることを確認するような履修登録上の工夫も必要です。また、学生に対する教育効果を考慮するとともに、直接指導に当たる教員の教育負担を考慮しつつ、当該教職課程に即した適切な数の履修希望学生を受け入れることも求められます（基準項目 2-1、取り組み観点例）。

教職課程に学ぶ学生の意欲や適性を把握し、組織的にキャリア支援を行う体制を築くことが求められます。また、学生のニーズに応じ、教職入職に関する各種情報の提供の機会や教員入職卒業生との協力関係を築くとともに、教員採用試験対策への対応が必要な場合もあります（基準項目 2-2、取り組み観点例）。

基準項目 2-1 教職を担うべき適切な人材（学生）の確保

〈取り組み観点例〉

- ① 教職を担うにふさわしい学生を受け入れる履修上の基準を設定している。
- ② 教職を担うにふさわしい学生の募集・選考等を実施している。
- ③ 当該教職課程に即した適切な数の履修学生を受け入れている。

基準項目 2-2 教職へのキャリア支援

〈取り組み観点例〉

- ① 学生の教職に対する意欲や適性を把握している。
- ② 学生のニーズの把握に基づいた適切なキャリア支援を組織的に行っている。
- ③ 学生の学修状況に応じたきめ細かな指導を行っている。
- ④ 教職入職に関する各種情報を適切に提供している。
- ⑤ 教員免許状取得件数、教員就職率を高める工夫をしている。
- ⑥ 教職に就いている卒業生との協力体制を図っている。

基準領域3 適切な教職課程カリキュラム

〔趣旨〕

教職課程は、学部・学科等の設置・増設の認可とは別に、認可後の学科等の学位プログラムを母体に教職課程教育を行う上で教育上の目的・目標等を踏まえたカリキュラム編成においていわゆる「教科専門」、「教科指導」、「教職専門」の各科目領域間、各科目間の系統性の確保がなされる必要があります。また、カリキュラム編成において、教職課程コアカリキュラムへの対応とともに、学校や社会のニーズ、現下の政策課題を踏まえた科目が編成されることも重要です。

また、新学習指導要領の基本方針として「何がわかったか」、「何ができるようになったか」を意識した指導方法の転換が進められています。教科等を横断する教育課程全体の教育効果として、問題発見・課題解決能力の涵養を図るべき児童生徒の能動的参加を引き出す指導も求められます。

「教職実践演習」は、教職課程の履修、教職課程外での多様な活動を通じて学生が修得した資質能力が教職に必要な資質能力として形成されたかを各大学の教職課程の目的・目標に照らして最終的に確認することを目的としています。

また「履修カルテ」は、教職課程履修学生の学びのプロフィールと成長の度合いを自己検証できる重要なツールです。

この「履修カルテ」の活用上の工夫を基礎に、「教職実践演習」には各学生の学修上の仕上がり度の確認の上に立って、教職として基本的な資質能力のうち、足りない部分を補完する指導上の役割が求められます（基準項目 3-1、取り組み観点例）。

これまで、ややもすると大学の教職課程の実態が学校現場のニーズと乖離しているとの指摘がなされ、実践的な指導力育成への配慮が求められています。学校インターンシップ、学校ボランティア、教育上のフィールドの機会など、「体験」の場を積極的に提供する工夫を凝らすことも必要です。また、様々な子どもの発達段階についての教育実践的な情報を提供する機会も重要となります。

「教育実習」は、大学の教職課程の担当者と実習校の関係者とが連携して実践的教育を行うための貴重な機会でもあります。教育実習に臨む上での必要な履修要件のもと、「実習生」としての心構えの指導も求められます。この点、大学の教職課程が実践的指導力育成を行っていくなかで、教育委員会との交流を深め、連携を密にすることも求められています（基準項目 3-2、取り組み観点例）。

基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施

〈取り組み観点例〉

- ① 教職課程科目に限らず、卒業単位 124 単位を活用して、建学の精神等、開放制の教員養成を行う大学としての特色ある独自性のある教員養成を行っている。
- ② 学科等の目的を踏まえ、「教科専門」「教科指導」「教職専門」の各科目・領域間の系統性の確保を図っている。
- ③ 学校や社会のニーズ、政策課題（例えば、教員育成指標参照）に対応した教育内容の工夫がなされている。
- ④ 学生自身によるアクティブ・ラーニングを促す工夫に取り組んでいる。
- ⑤ 学生間の協働による課題発見力・課題解決力、価値協働を育成する場を設定している。
- ⑥ コアカリキュラムに対応した教職課程のカリキュラムを提供している。
- ⑦ 「教職実践演習」の運用上の適切性、「履修カルテ」の活用上の工夫を図っている。
- ⑧ 本来の対面授業のほかに、遠隔操作による授業（オンライン、オンデマンドなど）の工夫も取り入れている。

基準項目 3-2 実践的指導力養成と地域との連携

〈取り組み観点例〉

- ① 教育の実際場面に学生が触れるフィールドを提供している。
- ② 取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する場を設定している。
- ③ 様々な体験活動（ボランティア、インターンシップ、介護等体験等）とその省察による往還の機会を提供している。
- ④ 様々な子どもの発達段階に関する教育実践的な情報を提供している。
- ⑤ 教育委員会との組織的な連携協力体制を構築している。
- ⑥ 教育実習の指定校（協力校）との連携を図っている。
- ⑦ 教育実習に臨む上での必要な履修要件を設定している。

第IV章

私立大学における教職課程質保証評価の課題 —今後の具体化に向けて—

第IV章 私立大学における教職課程質保証評価の課題 —今後の具体化に向けて—

第1節 教職課程質保証評価の現状

Society5.0、人生百年時代を迎える今日、これを見通した教育は、学校教育において質の高い教員によって実現する。教員の養成を行う教職課程教育は、これまでになく重要となっており、その質の向上は急務である。教員の養成は、今日まで「大学における養成」を原則とすることから、「開放制の原則」が取られている。教職課程のなかでも、とりわけ開放制をとる教職課程の質の向上が、今後の教員養成の根幹にある課題である。

教職課程の質保証評価については、平成27年12月の中央教育審議会答申において「教職課程における自己点検・評価の実施を制度化する」とされているように、すでに長く課題とされてきた経緯がある。最近では、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会あてに、教職課程の基準に関するワーキンググループから報告された「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」において、「教職課程に関する自己点検・評価の実施を義務とすることが適当である」（令和2年2月18日、17頁）との報告がある。

この経緯から明らかなように、教職課程質保証評価を実現する必要性は広く認識されているが、自己点検・評価、相互評価、第三者評価の相互関係を精査した仕組みづくりが遅れており、本報告書に示したように、現時点では教職課程を置く大学の一部において、大学評価基準を援用した基準を明文化した教職課程評価を任意に行っている現実がある。

他分野であれば学部段階の教育に関する認証評価団体はあるが、法的基準がないことから、学部教職課程を対象とする認証評価団体は存在しない。そのなかにあって、一般財団法人教員養成評価機構が提起する自己分析による教職課程内部質保証の取り組みは注目されるものであり、本報告書における私立大学教職課程を主対象とする自己点検・評価の検討のきっかけともなったものである。

第2節 本委託研究の到達点

本研究は、教職課程の質の向上の重要なことを正しく認識した上で、自己点検・評価、相互評価、第三者評価の関係、相補性を見極めた教職課程質保証評価の在り方を明らかにしようとした。教職課程の質の向上は、教職課程自己点検・評価から始まるという中教審答申等の指摘を受け止めていることは当然である。今年度の研究は、このなかでも、スタートラインに位置する自己点検・評価に焦点を当てた構成となっている。

本報告書の章に沿いながら、研究の到達点を明らかにしておく。

第II章では、まず教職課程に関する自己点検・評価が、大学評価の一環として行われている現状を資料調査から明らかにした。認証評価団体である日本高等教育評価機構、大学基準

協会の作成した大学評価基準を教職課程自己点検・評価に援用する形で行われている。大学評価の一部として行われていることは簡潔な評価としての肯定的な側面もあるが、教職課程の自己点検・評価に関する法令基準、ガイドラインがないこともあり、どのような評価を行えばよいのか理解が必ずしも進んでいない現状がある。評価基準を定めた評価の実施大学が極めて少なく、評価項目も大学によりまちまちである理由でもあり、的確な評価基準・項目の準備と評価の具体的な方法の提示があれば、教職課程の自己点検・評価は軌道に乗ると判断できる。

続いて、評価基準・項目の確定のため、昨年度の研究において教員養成評価機構の評価基準・項目を土台に作成した本協会基準案の適否について、実際に全国8大学を訪問して、その適切な基準・項目、補うべき基準・項目を中心としたヒアリング調査を行った。各大学から、基本的な考え方として、多様で個性的な教員養成を正当に評価するために開放制教員養成の教育理念を再度確認し、開放制に基づく教職課程そのものを対象とする自己点検・評価が必要であるとの指摘を受けた。またその方法・手順として、1. 実施主体は教職センター（全学的な教職課程運営の責任主体となる組織）が適当、2. 基準は、「基準領域」「基準項目」と〈取り組み観点例〉によることが適当、3. 自己点検・評価を個人の見解ではなく、大学として行う原則を周知する要望があり、この方法を検討することとした。この調査結果をもとにさらに検討した結果、開放制の教職課程に適した「教職課程 自己点検・評価基準」の取りまとめに至ったものである。この評価基準は、次の基準領域・基準項目から構成した。

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目 1-1 教職課程教育に対する目的・目標の共有

基準項目 1-2 教職課程に関する組織的工夫

基準領域 2 学生の確保・指導・キャリア支援

基準項目 2-1 教職を担うべき適切な人材（学生）の確保

基準項目 2-2 教職へのキャリア支援

基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム

基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施

基準項目 3-2 実践的指導力養成と地域との連携

基準項目のもとに、〈取り組み観点例〉が、3から7例程度用意されている。

第Ⅲ章では、この「教職課程 自己点検・評価基準」を用いた自己点検・評価を行い、当該大学としてその報告書を取りまとめるまでの手順を考案し作成した『「教職課程 自己点検・評価報告書」作成の手引き』を収録した。「手引き」では、対話を通じて高め合う質保証の標語によって、本協会が進めようとする取り組みを説明した上で、自己点検・評価の考え方、進め方を具体的に解説し、評価結果を評価書とする際の作成の手順を示している。本協会に対して報告書が提出された場合、所定の手続きにより応答することとしている。

第3節 今後の課題

本協会加盟大学を中心に、『教職課程 自己点検・評価報告書』作成の手引きを用いた自己点検・評価の自発的な取り組みを、令和2年度からスタートさせたい。本協会による自己点検・評価の試行事業の位置づけであり、大学における自己点検・評価を促進しながら、各種の調査を行い、令和3年度本格実施に向けた評価基準、「手引き」のブラッシュアップ、本格実施のための協会における組織体制を確立する。このため、協会に次のWGを置き、調査研究を行い、理事会に対して報告するものとする。

- ・自己点検・評価の内容・方法に関するWG
- ・自己点検・評価を支援する組織体制に関するWG

このWGにおいて検討する事項を取り上げて、今後の課題を示すこととしたい。ここに取り上げた課題は一例であり、WGの発足は協会における正式な意思決定による。

- 自己点検・評価の内容・方法に関するWG
 - ・自己点検・評価の試行に際して生じる基準の解釈等の判断
 - ・加盟校における報告書作成に関するサポート
 - ・提出された報告書に対する評価の作成（試行）
 - ・評価送付後の当該大学との質疑応答
- 自己点検・評価を支援する組織体制に関するWG
 - ・実施に関する事務・広報（HPにおける特設サイトの開設を含む）
 - ・Webによる報告書提出システムの整備
 - ・自己点検・評価を基盤とした相互評価の体制整備（地区協議会との連携協力を含む）

この二つのWGの開催を通じて、本協会における自己点検・評価を出発点とする教職課程質保証評価の実施能力を向上させることが、大きな課題となってくる。WGの充実によって、「手引き」（50頁）における評価委員会（仮称）の発足を具体化する。この点については、引き続き教職課程質保証に関する特別委員会の審議の充実を図りたい。なお、自己点検・評価の実施と並行する相互評価の実施に向けた準備、中期的な課題である第三者評価の在り方検討に関しても特別委員会の課題である。

まとめ

以上に、本研究の要点と今後の課題を述べてきたが、教職課程自己点検・評価を自律的な取り組みとして開始する可能性を拓いたことが、本年度研究の最大の特徴であり、重要なところである。各大学における自己点検・評価を相互評価によって高め合う、向上する新たな教職課程のステージを実現する方向を明らかにした。繰り返しになるが、中期的な課題である教職課程に対する第三者評価のための土台、基盤の形成を図ることに通じる事業となる。

私立大学教職課程を中心とする自己点検評価から相互評価さらには第三者評価に向かう自律的な取り組みに対して、文部行政の一層の理解、支援をいただければ幸いである。